

その他地域福祉計画等の進捗状況

1 地域福祉計画(重層的支援体制整備事業)

計画において、事業の概要及び市の事業との関連を明示した。本事業の実施に伴って、取組の実績(令和7年度)は以下のとおり。

【社会福祉法第106条の6による支援会議】

…本人同意が得られず重層的支援会議等にあげられないものの、支援関係機関等の中での情報共有が必要となるケースについて、守秘義務を設け、開催することにより、関係機関間の情報共有や役割分担、体制の構築を図る。

○支援会議： 3件(令和6年度:3件)

<取組>

○対象者について、関係機関を集めて会議を開催することにより、情報の共有や分野を超えて、担当者間の連携が強化されている。

○同じ対象者について、複数回会議を開催し、進捗の確認をすることで、支援者の役割を整理することができている。

<課題>

○本人同意を得ることが難しいケースが多く、支援会議に留まることが多い。

【多機関協働事業】

…重層的支援体制整備事業の中核として、支援関係機関の役割分担を図る。

○相談受付件数： 9件(令和6年度:1件)

○重層的支援会議： 3件(令和6年度:3件)

<取組>

○多機関協働事業の利用の手引きを作成

○包括的相談支援事業者に向けて、重層的支援体制整備事業及び多機関協働事業についての出張講座を開催。令和7年度は、市内全包括支援センターへ事業周知と理解を図った。

○定例会議にて、委託先との情報や課題の共有、事業の方向性について、共通認識を形成する。

<課題>

- 庁内・関係機関・地域での制度利用をどのように喚起するか。
- 本人同意を得ることが難しいケースが多く、なかなか重層的支援会議へとつながらない。
- 重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業者の役割の理解と実践、および多機関協働事業の理解が各分野において浸透していない。

【参加支援】

…社会とのつながりをつくるための支援を行う。

○相談受付件数： 36件(令和6年度:24 件)

<取組>

○引き続き各分野での地域資源等の情報収集に努める。市民活動者に対しての研修を継続的に実施し、場づくりの発展に活かす。

<課題>

- 各分野で実施している地域づくり事業と参加支援事業との連携を深める。
- プラン作成のため、本人同意のうえ、重層的支援会議の開催が必要となっている。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

…支援が届いていない方に支援を届ける。

○相談受付件数： 47 件(令和6年度:143 件)

<取組>

- アウトリーチを必要とする対象者がいる場合は、必要に応じて関係する部署や機関に同行を依頼し、相談対応していた。
- 地域の居場所などに積極的に出向き、関係性を構築することで、課題のある対象者の早期発見と支援につなげている。
- 事例検討会など相談援助技術の向上に努めた。

<課題>

- 潜在的な課題など包括的な支援の必要性を、相談の中で見逃さない。

【地域づくり事業】

…世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所を整備する。

<取組>

- 地域の縁側プロジェクト連絡会の開催。縁側プロジェクトの広報チラシの作成。居場所づ

くり登録団体26団体。

<課題>

○個別支援の要素が強くなる中で、地域住民の理解を広げたり、予防的な視点での地域づくりが必要。

2 成年後見制度利用促進基本計画

計画において、「権利擁護センター あんしん西東京」の中核機関化や成年後見制度報酬助成対象者の拡大等の検討を記載している。計画に基づく取組内容(令和7年度)は以下のとおり。

【中核機関化】

・・・4つの役割をもつ。支援の流れに即して4段階(①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 ④後見人支援)にわけ、段階的・計画的に整備していく。

<取組>

令和7年度は、①広報機能 ②相談機能の強化に努めた。

○地域共生フェスでの相談ブースの設置及び事業周知

○関係機関情報交換会の実施及び事業周知

○市民向け講演会の実施及び事業周知

令和8年度は、引き続き①、②に取り組むとともに、地域連携ネットワークの要素の1つでもある協議会の設置に向けて、準備を進めている。

【成年後見制度における報酬助成対象の拡大】

・・・成年後見制度を利用している方(成年被後見人・被保佐人・被補助人)のうち、成年後見人・保佐人・補助人への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に報酬を助成。

<取組>

○令和7年4月より、助成対象者の範囲を拡大した。

令和6年度まで・・・市長申立てにより成年被後見人等になった者、に限定。

令和7年度から・・・市長申立てによる、とする前提条件を撤廃。申立人の区分は問わない。

<実績> ※助成件数

令和7年度:16件(市長申立:12件 市長申立以外:4件) ※令和6年度:12件

令和8年度も、引き続き、制度周知を図り、後見人の担い手確保に繋げていく。

3 再犯防止推進計画

計画において、民間協力者の活動推進や再犯防止に向けた基盤整備等を記載している。計画に基づく取組内容(令和7年度)は以下のとおり。

<取組>

○再犯防止推進のための、チラシを作成。イベント等で配架。

○5月に市内小中学校(全 27 校)と連携し、西東京市社会を明るくする運動実施委員会によるあいさつ運動を実施。(延べ 4,848 名の参加)

※委員会構成団体:保護司会、民生委員、田無警察署、西東京消防署 他

○7月の「社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間」に合わせ、普及啓発のためののぼり旗を庁舎前に設置、またアスタビジョンでの DVD の放映。

○11 月の市民祭りにて、再犯防止の普及啓発のためのブースを出店。

令和8年度は、引き続き上記の取り組みを実施するとともに、保護司法等の一部改正を踏まえ、市報掲載による普及・啓発の協力や、面接場所の提供等を検討していく。

【「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」の成立】

…令和7年12月10日に公布。公布の日から1年を超えない範囲内において施行予定。

<主な改正のポイント>

○保護司の適任者確保

- ・任期の延長(2年→3年)
- ・保護司の使命及び委嘱条件の見直し
- ・広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定
→市報などの広報紙を通じて、保護司活動の説明をする機会を設定。

○保護司の活動環境の改善

- ・保護司会等の任務規定の整備
- ・地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備
→保護司を支え、安定・継続的な保護司活動を実現するため、地方公共団体による活動場所の確保などを「できる規定」から「努力義務規定」に改正。

○保護司の安全確保

- ・保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設
→面接場所の確保

○その他更生保護制度の充実

- ・更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備
→保護司が行う更生保護活動に対して、活動場所の確保や周知啓発活動などの支援を「できる規定」から「努力義務規定」に改正。